



別記様式第7号 (第11条関係)

是 正 等 措 置 報 告 書

27北市声第112号

平成28年2月16日

北見市オンブズマン 様

(市の機関名)

北見市長 辻 直



平成27年3月5日付(北才室第12号)の勧告に係る是正等の措置につきまして、北見市オンブズマン条例第19条第2項の規定により、平成27年4月30日付(27北市声第6号)にて報告しておりますが、当初の報告に変更が生じたので、次のとおり再報告します。

勧告の趣旨

北見市広報発行規定第7条で「広報紙は、市区域内にある全世帯に無料で配布する」と定めている以上、北見市は広報紙の配布を依頼している各町内会に対し、町内会未加入世帯へも配布するよう協力を求めると共に、現行の配布方法に比較して、配布率の向上が期待できる他の合理的配布方法があれば、その変更の可否につき十分な検討を行い、無配布世帯数を減らすべく具体的措置をとるよう次の点について勧告を行う。

(1) 北見市広報紙は、市の行政その他必要と認める諸般の事情を市民一般に知らせ、市政に対する市民の正しい理解と協力を得るため、市区域内にある全世帯に無料で配布するとされているところ、できる限り無配布世帯が生じないようその方法を工夫しなければならないことは言うまでもない。

したがって、現行の配布方法に比較して、配布率の向上が期待できる他の合理的配布方法があれば、その変更の可否につき十分な検討を行うべきである。

しかし、北見市は、北見まちづくり協議会に諮問し、民間業者への委託による戸別配布に切り替えることが適当である旨答申された際、町内会に対するアンケート調査さえ行わなかったというのであるから、十分な検討がなされたとは認め難い。

	<p>また、広報紙の配布につき民間業者への委託を検討するにあたっては、町内会が長年広報紙の配布を担ってきた実情を踏まえ、加入世帯数、未加入世帯数、加入世帯のみに配布している町内会の数及び無配布世帯数などの実態、並びに未加入世帯への配布協力や民間業者委託等についての町内会の意向を調査する必要性は高いと考える。</p> <p>(2) 配布方法を変更しない場合も、加入世帯にのみ広報を配布している町内会に対し、未加入世帯へも配布するよう協力を求めれば、無配布世帯数を減少させることができると思われる。</p> <p>(3) ところが、北見市は、町内会に対する実態及び意向の調査を行うなどして配布方法の検討をしたことがなく、無配布世帯数を減らすために町内会へ働きかけたこともないというのであるから、然るべき措置をとることで配布率が改善される余地があるといえる。</p> <p>(4) したがって、北見市は、北見市広報紙の配布を依頼している各町内会に対し、町内会未加入世帯へも配布するよう協力を求めるなど、無配布世帯数を減らすべく具体的措置をとるべきである。</p>
<p>是正等の措置</p>	<p>「広報きたみ」の未配布については、無配布世帯数を減らすべく、町内会が長年に渡り、広報紙の配布を担ってきた実情を踏まえ、町内会の世帯数、町内会未加入世帯数などの実態を把握し、配布率の改善を図るため、広報を配布している721町内会等に配布・未配布数及び今後の配布方法などの意向調査を行い、662町内会等（回収率：91.8%）から回答がありました。</p> <p>また、本年6月の北見市定例市議会代表質問で、改めて町内会に未加入世帯への配布を依頼してはどうかのご意見をいただき、8月に調査回答があった町内会から一定の条件にあった109町内会等に対し、未加入世帯への配布依頼を行い、11町内会等から配布の申し出があり、配布部数が209部増加するなど、配布率の改善に向け取り組んでまいりましたが、配布方法の検討を行う中で、配布・未配布世帯個々の把握が必要であることが判明したことから、北見自治会連合会とも協議を行い、本年2月5日付で別添資料②・③のとおり、町内会区域図</p>

	<p>を作成し、2月22日までの回答期間を設け、718町内会等（3町内会等解散）に郵送したところです。</p> <p>今後は、郵送した町内会区域図を全て回収し、より正確な広報紙の配布・未配布世帯を把握し、平成28年度中には配布方法などを決定し、平成29年度当初から新しい配布方法により広報紙が配布できるよう取り組んでまいります。</p>
<p>所 管 課</p>	<p>市民環境部 市民の声をきく課 広報係</p> <p>電 話 0 1 5 7 (2 5) 1 1 2 3</p>
<p>備 考</p>	<p>別添資料</p> <p>①「広報きたみ」配布実態調査スケジュール表</p> <p>②「広報きたみ」配布世帯の確認について</p> <p>③町内会区域図《記載例》</p>

「広報きたみ」配布実態調査スケジュール表(変更後)

年月	平成27年4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			H28. 4月~3月			H29. 4月		
項目	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
	自治連と事前協議			実態調査実施決裁(4/30)			発送準備			発送(5/15)			実態調査返信期間 (1回目:6/19) (2回目:7/10)			◎実態調査分析期間 ◎配布方法の検討 ◎自治連との協議(11/17)			◎配布・未配布世帯把握のため、 町内会区域図を郵送(2/5) ◎返信期間(2/22)			所管常任委員会に 途中経過報告			◎自治連との協議 ◎配布方法を検討し、所 管常任委員会に報告 ◎事務事業評価シート (事前・実施計画)作成 ◎新配布方法に伴う関連 経費増額分を新年度予 算に要求			新配布方法により 配布開始														

27北市声第6-4号
平成28年2月5日

町内会長 各位

北見市長 辻 直 孝
(市民の声をきく課)

「広報きたみ」配布世帯の確認について

日頃より、市政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年5月から約2ヶ月に渡り実施いたしました「広報きたみ」配布の実態調査では622件(回収率:91.8%)のご回答をいただきました。大変にお忙しいところ町内会長様にご協力いただき深く感謝申し上げます。

つきましては、再度のお願いになり大変恐縮ではございますが、今後「広報きたみ」をより多くの世帯に配布すべく、貴町内会様における「広報きたみ」の配布世帯を確認し、未配布世帯への配布方法などについて検討いたしたく、別添の『町内会区域図(〇〇町内会)』《記載例》を参考に、貴町内会区域図にご記入いただき、別添の返信用封筒にて2月22日(月)までに返信くださいますようお願い申し上げます。

なお、町内会の区域に誤りがある場合には、「町内会区域図」の枠線を修正いただき、加除いただきますようお願い申し上げます。

また、未配布世帯への配布方法など、整理しなければならないことも含め、北見市自治会連合会様とも慎重に協議させていただく中で、今後の事務を執り進めさせていただきたいと考えておりますので、何卒、貴町内会様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

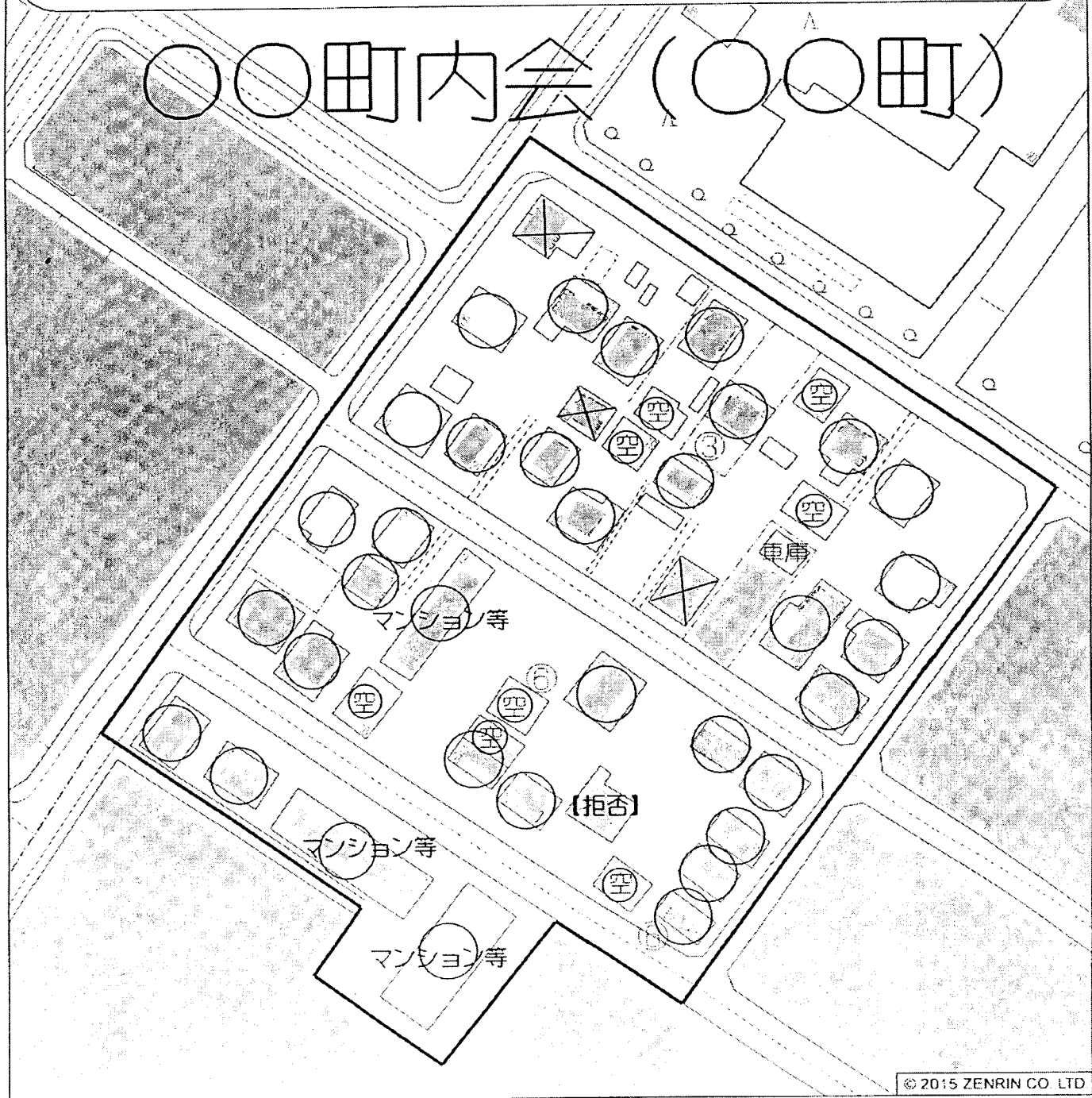
今後とも、市民生活に密着した情報をお知らせする役割を担っている「広報きたみ」の配布にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：北見市市民環境部市民の声をきく課広報係
電話：25-1123 FAX：26-2685

《記載例》

- ① 広報紙配布世帯 ⇒ ○ 印
- ② 広報紙未配布世帯 ⇒ × 印
- ③ 空 家 ⇒ 「空」を○で囲む
- ④ マンション等 (10部屋の場合) ⇒ 「1号室～7号室は配布、8号室～10号室は未配布」と記載願います。
- ⑤ 配布拒否 ⇒ 【拒否】を記載

〇〇町内会 (〇〇町)



© 2015 ZENRIN CO. LTD

北見市南仲町3丁目付近

縮尺 1 / 1,000 30m